

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスの構築には、まず、経営トップの規律付けが重要と考えており、且つ「経営の透明性と責任の明白化」ということを、あらゆる場で問うよう考えております。すなわち報告、連絡、相談といった、いわゆるコミュニケーションの実践がコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大和リース株式会社	2,650,000	32.96
サンキュー産業株式会社	784,000	9.75
曾田 俊之	479,500	5.96
本房 周作	399,350	4.96
株式会社三井住友銀行	213,000	2.64
株式会社みずほ銀行	213,000	2.64
菊池 由和	162,000	2.01
ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社	142,000	1.76
みずほ信託銀行株式会社	140,000	1.74
近藤 勤	120,000	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無 大和リース株式会社

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社とその他の関係会社である大和リース株式会社との営業取引は、独立第三者間との取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 4 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北島 元次	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北島 元次	○	北島元次氏は、当社との間に人的・資本的関係はありません。	北島元次氏は、長きに渡り弁護士としての業務に携わり、その豊富な経験と深い見識から当社の経営に対し的確な助言をいただけるものと判断しております。また、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況

監査計画および監査結果の報告とともに、監査の過程においても財務諸表監査の経過報告を定期的に会合を持つことで連携し、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等を行っております。

2. 監査役と内部統制監査部門の連携状況

当社は内部監査体制を構築しております。監査役と内部監査人とは定期的に会合を持つことで連携し、効果的な監査を行うことに努めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数 更新

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉岡 進一	他の会社の出身者													
深作 仁一	他の会社の出身者									○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉岡 進一	○	杉岡進一氏は、当社との間に人的・資本的関係はありません。	杉岡進一氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識があり、社外監査役として適切に監査を行うことができる。また、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。
深作 仁一		深作仁一氏は、当社の主要株主大和リース株式会社の取締役上席執行役員であります。当社は大和リース株式会社と営業取引があります。	深作仁一氏は、企業活動に関する豊富な経理知識があり、社外監査役として適切に監査を行うことができると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在の経営状況においては経営体質の強化、収益の向上を優先しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役3名に支払った報酬 35,650千円
開示方法 株主総会招集通知、事業報告書

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役への情報伝達は、常勤の監査役が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 取締役会

意思決定機関である取締役会は取締役4名(うち、社外取締役1名)で構成され、毎月開催し、経営の基本方針や経営に関する重要事項を審議決定するとともに各取締役から業務執行の報告を行っております。また、役員ミーティングを頻繁に行い、情報の交換や迅速な業務執行を図っております。

2. 所長・部門長会議

取締役、監査役、執行役員、主要部門長が出席の所長・部門長会議を適宜開催し、経営計画の立案審議や各部門の報告、問題等について討議しております。

3. 監査役会

監査役会は監査役3名で構成され、そのうち2名を社外から招聘しております。監査役は取締役会に出席するほか、経営会議等の社内重要会議に出席し、取締役の職務執行を監視しております。

4. 内部監査

内部監査は組織に属せず取締役会直属の監査責任者並びに監査担当者を設け、各年度毎に承認された内部統制監査基本計画書に基づき実施し、内部監査の結果は代表取締役、監査役、会計監査人へ報告をしております。

5. 監査法人

会計監査人 清新監査法人とは監査契約に基づき、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

6. 役員報酬の決定方法

役員報酬は株主総会の決議によって報酬総額を定め、その範囲内で代表取締役が決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

取締役会を中心として、経営上の意思決定、執行及び監督について、リスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の向上を図ることを目的としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

URL <http://www.technical-e.co.jp>
決算短信、株主総会招集通知、有価証券報告書、事業報告書

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

ISO14001プログラムを推進しております。環境への取り組みをホームページに掲載しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

コンプライアンス基本方針において、顧客・取引先・社員・株主等に対して、企業情報を積極的に且つ公正・正確に開示し、企業としての透明性確保に努める旨定めております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他業務の適正を確保する為に必要な体制の整備」に関し次の通り基本方針を決定しております。
なお、当社を取り巻く経営環境の変化に応じて、基本方針の有効性を継続的に監視及び評価することにより基本方針に見直しを加え、内部統制システムの充実と経営資源に見合った効率的な運用に努めるものと致します。

内部統制システム構築の基本方針の概要

1. 取締役及び使用人の業務が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動が出来るよう「コンプライアンス規程」及び各種規程による行動基準を定める。
また、その徹底を図る為に「取締役会」にてコンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに「コンプライアンス事務局」を総務人事部内に設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り啓蒙教育を実施する。
さらに「コンプライアンス事務局」は取締役及び使用人がコンプライアンス上、疑義ある行為を発見した場合、会社に対し通報を行う窓口機能を保有させるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、且つ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

組織横断的なリスクについては、「取締役会（出席者：取締役・監査役・執行役員・管理本部長・総務人事部長・経理部長・子会社取締役その他必要と認めた者）」にて、リスク管理体制を構築する。尚、新たに生じたリスクについては、「取締役会」で対応責任者を指名し、速やかに対応する。
また、不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制の基礎として、「取締役会」を原則毎月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。

また、経営に関する重要事項については、「所長・部門長会議」等において討議し、その審議を経て取締役会に諮るものとする。

(2) 「取締役会」の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

(3) 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。また、取締役、監査役及び各部門長により構成された「プロジェクト」「営業会議」等において、定期的に部門レベルの業績の開示と見直しを行い、改善策の報告と具体的な施策を実施させる。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する為の体制

グループ各社の経営管理及び内部統制に関しては内部監査室を窓口とし、グループ各社の事業を所管する各事業部門と連携の上で、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を構築・実施する。
また、必要に応じてグループ各社への指導、支援を行うものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

尚、使用人の任命・異動・評価・懲戒は事前の監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役会からの独立性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

(1) 取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、業務の執行に関する法令違反・定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時はこれを遅滞なく報告するものとする。

また、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることが出来るものとする。

(2) 監査役は、会計監査人・内部監査部門・グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、コンプライアンス基本方針において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体を断固として排除し、毅然とした態度を貫く旨定めております。

また、総務人事部は、関連部署・弁護士・警察等と連携し、迅速且つ適切に対応する体制を整えています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

